

許可番号 第 02720017365 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府松原市天美東二丁目 8 4 番地の 6

氏名 株式会社 三高産業

代表取締役 藤田 集司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和 3 年 3 月 2 8 日

許可の有効年月日 令和 8 年 3 月 2 7 日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（破碎・選別、破碎）

産業廃棄物の種類

- | | |
|------------|--|
| 1 廃プラスチック類 | 6 金属くず |
| 2 紙くず | 7 ガラスくず |
| 3 木くず | 8 がれき類（1から7の産業廃棄物に混入し処分することが必要であるものに限り。） |
| 4 繊維くず | |
| 5 ゴムくず | |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

以上 8 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎・選別施設

産業廃棄物の種類：1の1, 2, 3, 4, 5, 6, 7の7種類

設置場所：松原市三宅西四丁目 7 3 0 番 2 ほか 5 筆

設置年月日：平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日

処理能力：破碎 3 6 . 9 m³/日（廃プラスチック類 3 . 6 t/日、木くず 4 . 0 t/日）
選別 4 1 6 m³/日

破碎施設

産業廃棄物の種類：1の8の1種類

設置場所：松原市三宅西四丁目 7 3 0 番 2 ほか 5 筆

設置年月日：平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日

処理能力：4 . 4 t/日

以下 余 白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 1 8 年 3 月 2 8 日 当初許可

令和 3 年 6 月 1 5 日 許可更新

令和 3 年 1 1 月 9 日 書換交付

以下 余 白

5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

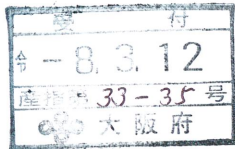
産業廃棄物処分業許可申請書

令和 8 年 3 月 12 日

大阪府知事 殿

申請者（〒580-0032）

住 所 大阪府松原市天美東二丁目84番地の6



株式会社三高産業

氏 名 代表取締役 藤田 集司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-330-6006

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）の種類を記載すること。）	中間処理（破碎・選別、破碎） 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類（がれき類については上記7品目の産業廃棄物に混入し処分することが必要であるものに限る。） 『石綿含有産業廃棄物を含む』 除く 『水銀使用製品産業廃棄物を含む』 除く 『水銀含有ばいじん等を含む』 除く 以上 8 種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 松原市三宅西4丁目733番2 電話番号 072-330-6008 事業場 松原市三宅西4丁目730番2ほか5筆
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	破碎・選別施設 松原市三宅西4丁目734、732番1、732番2、730番2、731番、733番2 設置年月日 平成17年12月15日 処理能力 ①【破碎】 36.96m ³ /日（廃プラ類3.69 t/日・木くず4.02 t/日） 【選別】 416m ³ ②【破碎】 4.48 t/日 がれき類
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	松原市三宅西4丁目730番2ほか5筆 敷地面積 2142.2m ² 産業廃棄物の種類 1 廃プラスチック類、2 木くず、3 紙くず、4 繊維くず、5 ゴムくず、6 金属くず、7 ガラス及び陶磁器くず、8 がれき類 保管上限 96m ³ 高さ 4.0m
事業の用に供する施設の処理方法、構造及び設備の概要	別紙2のとおり
※事務処理欄	